

常勤職員用



社会福祉法人ささゆり会 福利厚生について

1 休日について



★生活支援休暇

仕事と生活の調和を目的として6ヶ月以上勤務している職員は、有給休暇とは別に生活支援休暇を4日取得できます。



★半日有給休暇

年に8回、半日有給休暇を取得できます。
(ただし、20時～9時の時間帯を除く)

★リフレッシュ休暇

入社1年後より連続5日間のリフレッシュ休暇を取得できます！

★特別休暇

- 本人が結婚する時・・・入籍（又は挙式）の日から起算して1年以内の任意の日から連続5日以内
- 父母（養継父母も含む）、配偶者、子（養子を含む）が死亡したとき
・・・死亡日（又は葬祭日）を含めて連続5日以内
- 同居の祖父母、兄弟姉妹、配偶者の両親が死亡したとき
・・・死亡日（又は葬祭日）を含めて連続2日以内
- 子が結婚するとき・・・入籍（又は挙式）の日を含めて連続2日以内

2 健康について



★労災とは別に業務に従事中的ケガ等に関する補償。病気に関する補償

本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員

※6ヶ月以上で週3日以上で週15時間以上勤務している職員

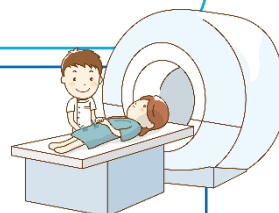
- ・死亡補償保険金（業務上による場合）・・・・・・1,000万円
- ・後遺障害補償保険金（業務上による場合）・・・・・・500万円
- ・病院へ入院したとき（一般の病気でもOKです）・・・・・・1日5,000円/30日迄
- ・メンタルヘルスの相談等・・・・・・・・・・・・・・・・無料



★人間ドック費用の助成

勤続3年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、40歳以上74歳までの偶数年の職員が、事前に申請書を提出し人間ドックを受けたときは費用の助成を行います。病院は各自で選んでください。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・・・・50,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・・49,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・・48,000円



★乳がん・子宮頸癌・肝炎ウイルス検査費用の助成

勤続2年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、満20歳～38歳の偶数年職員が事前に申請書を提出し、乳がん健診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検査を受けたときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・13,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が35時間以上40時間未満・・・12,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上35時間未満・・・10,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・8,000円



★禁煙にかかる費用の助成

勤続1年以上であり4週を平均して1週30時間以上勤務している方で、満20歳以上の正職員、パートタイマー、嘱託職員であるときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・20,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・15,000円



★インフルエンザ予防接種

毎年11月頃にインフルエンザの予防接種を実施しています。

週20時間以上で3ヶ月以上勤務されている常勤職員・パート職員の費用（3400円以下）は全額施設負担です。

週10時間以上20時間未満の方には、1,000円の費用助成があります。



3 資格について

★ケアマネ資格取得手当

ケアマネ資格を新規に取得された方へ10万円の一時金を支給します。

★ケアマネ更新研修費用の助成

ケアマネ資格の更新研修にかかる費用のうち2分の1を施設が負担します。

さらに、6日以上の上更新研修を受講する場合、2分の1は研修（勤務扱い）とします。

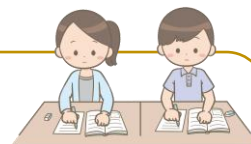


★介護福祉士実務者研修費用の助成

介護福祉士国家試験受験日において介護福祉士国家試験受験資格を有し、本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員の方に、介護福祉士実務者研修の費用の半額を助成します。（上限6万円）

＊週20時間以上勤務している職員が対象です。

★資格取得の支援



○介護福祉士

毎年3月から12月までの期間中、毎週木曜日午前9時～午後1時に勉強会と模擬試験を行っています。



★資格手当

- | | |
|------------------------|------------|
| ・介護福祉士（処遇改善交付金の対象になる方） | 月 10,000 円 |
| （処遇改善交付金の対象外の方） | 月 5,000 円 |
| ・正看護師 | 月 10,000 円 |
| ・准看護師 | 月 5,000 円 |
| ・介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士 | 月 5,000 円 |
- * 上記は1資格の単価です。複数の場合は上記＋1,500 円です。（上限 10,000 円）

4 退職金について

★退職金制度



●特別退職金制度

NEW

勤続5年以上の職員に確定拠出年金にプラスして特別退職金が支給されます。30年勤務で基本給が295,000円以上の方には400万円支給されます。勤続年数により支給額が違います。

50歳までにささゆり会に入職した方は、勤続5年経過後に生命保険も加入となります。

●確定拠出年金制度

毎月、法人負担で基本給18万円以上の人の場合、月額掛金8,000円～37,000円を法人が拠出し本人管理口座に積み立てています。ただし、3年未満で退職した場合、法人が掛けた金額は法人に返還されます。

それにプラスして加入者掛金として本人負担での積立もできます。（本人が負担した掛金分については所得税と住民税が減額されます）

* ぜひ本人も法人がかけた金額と同額掛けることをおすすめします。

積み立てた掛金は、65歳で退職金又は年金として受け取れます。



38年間で特別退職金と確定拠出年金の法人が掛けた金額のみ（利息別）の合計で約1300万円受け取れます！

5 幼児・子供支援について



★シングル子供支援手当制度

配偶者等のいない職員で、所得税法に定める扶養親族である子を有する方を支援します。
ただし、職員の前年の合計収入による所得制限があります。

- ・扶養親族が1人の場合 450万円未満
- ・扶養親族が2人の場合 500万円未満
- ・扶養親族が3人以上の場合 550万円未満

(支給額)

- ・扶養親族が1人の場合 月15,000円
- ・扶養親族が2人の場合 月20,000円
- ・扶養親族が3人以上の場合 月25,000円



★遺族育英支援金規程

勤続2年以上の職員が在職中死亡により退職した時に、その者に遺児（小学校、中学校、高等学校に在学している者、または小学校入学前の未就学児）がいる場合に、遺児の健全な成長を支援するための育成支援金を法人が支給します。
ただし、死亡した職員の配偶者および同一世帯内の者の前年の合計収入による所得制限があります。

- ・受給資格者が1人の場合 450万円以下
- ・受給資格者が2人の場合 500万円以下
- ・受給資格者が3人の場合 550万円以下

例) 正職員して勤続年数10年以上、小学生(10歳、8歳)2人の遺児がいる場合

10歳小学生 →	18歳までにもらえる支援金	540万円
8歳小学生 →	18歳までにもらえる支援金	518.4万円

育英支援金合計 1058.4万円

月額 8.1万円(小学生2人の場合) ~ 9.9万円(高校生2人の場合)

●寡婦、寡夫の場合 死亡後すみやかに一時金として受け取れます。

1人目 200万円 + 2人目 200万円

一時金合計 400万円

★育児時間短縮制度 週40時間→週30時間

小学校3年生までの子供がいる職員は、希望により労働時間を短縮することができます。
勤続1年以上の方が対象です。

★育児サービス利用費助成 (勤続2年経過後の職員が対象)

*小学校就学前までの子供に関わる育児サービスを利用した場合
→ 施設から保育料の1/2の助成を受けることができます。

*小学校1年~3年生までの子が学童保育を利用した場合
→ 施設から利用料、延長料、おやつ代の1/2の助成を受けることができます。



6 その他

★職員紹介制度

ささゆり会へ知人を紹介していただくと、被紹介者の勤務月数に応じて職員紹介手当を支給します。

6ヶ月で5万円、1年経過すると合計で10万円支給になります。



★看護師奨学金貸付制度

ささゆり会に勤務する職員（常勤：1年以上・非常勤：（週30時間以上勤務で2年以上））で、看護学校の入学を希望する方は、法人本部長の承認により看護師奨学金貸付制度（約300万円）を利用できます。

費用は、看護学校卒業後に5年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。

大学へ入学を希望される方は、400万円の貸付制度があり、卒業後に7年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。

★住宅手当

職員が世帯主の場合、住居届を提出していただければ住宅手当が支給されます。



・持家 月 3,000 円

・借家 月 10,000 円

・社員寮は、規程に基づき家賃を補助します。

＊年俸430万円以上の方には支給されません。

★慶弔見舞金

職員やその家族の慶弔、災害及び職員の疾病の際には見舞金が支給されます。

・傷病見舞金・・・1週間以上の入院による欠勤をした時

（業務上） 20,000 円～50,000 円

（業務外） 10,000 円～30,000 円

・災害見舞金・・・風水害、火災等によって居住している住居が被災した時

20,000 円～100,000 円

・死亡慶弔金・・・職員または家族が死亡した時

・本人（業務上） 100,000 円～150,000 円

（業務外） 50,000 円～80,000 円

・家族 配偶者 20,000 円～50,000 円

父母（同居以外の姻族を除く）・子 10,000 円～30,000 円

同居の祖父母 5,000 円～10,000 円



★役職手当

役職に応じて役職手当を支給します。（200 円～30,000 円）



★職員互助会

常勤は全職員加入、非常勤は希望者のみ。

会費掛金 月額 700 円＋施設負担 700 円＝1400 円

各種慶弔金・勤続祝（5 年勤続→3 万円、10 年勤続→5 万円…）

年 2 回レストランやホテルなどでの食事会などがあります。

結婚祝金 3 万円、出産祝金 1 万円も出ます。

